

学校施設の減免について（回答）

- 提出者：倉吉市自治公民館連合会
- 受付日：平成 30 年 12 月 28 日
- 回答日：平成 31 年 1 月 28 日

1. 学校施設使用料の減免について

【回答：教育総務課 Tel 22-8165】

公の施設は、公共の福祉の向上を図るために設置されたものであることから、市民が利用しやすいよう低廉な使用料を設定しています。本来、使用料は施設使用の対価であることから、原則は全額納付を基本としていますが、団体の設立または組織された趣旨が施設の設置目的に沿った団体であり、かつ市の施策に合った事業を展開するために使用するときは、公益性が高いものなど減免基準の規定に基づき減免しています。

このたびは、地域振興、地域住民間の交流、健康づくりなどを目的とする自治公民館の活動が、少子高齢化による地域の過疎化や人間関係の希薄化などを防ぐもので、この活動を学校施設で使用する時の使用料を支援する要望であり、支援することで地域の活性化に繋がること、さらに子ども達の積極的な地域活動も期待できるため、庁内で協議、検討した結果、参加者（個人）への受益が大きい活動を除き、この趣旨に同意し減免対象とするよう規定改正を進めてまいります。